

# 小田原市立山王小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

平成30年4月13日改定

令和 4年6月15日改定

令和 5年4月見直し

令和 6年4月見直し

令和 7年4月改定

## 1 いじめ防止等に関する学校の考え方

### (1) いじめ対策の基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

本校では、全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係の児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめを根絶するための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

- ①あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の充実に努める。
- ②いじめは、人間として決して許されない行為であり、全ての児童、保護者、教職員、その他児童に関わる全ての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組む。
- ③学校は、家庭や地域、関係機関・団体と連携して取り組む。
- ④全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- ⑤お互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進める。

### (2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「解消」に適切に取り組む。

また、いじめ問題は、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならないとの認識をもち、いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進める。

## 2 いじめ防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ①体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等の道徳性を育む取組を進める。
- ②日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- ③児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- ④特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑤教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。
- ⑥インターネット上のいじめを防止するために、情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や各教科の授業、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ①「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくようにする。
- ②日常の中で「おかしい」と感じた児童がいる場合には、**児童指導連絡会（毎週）や児童指導委員会（月1回）**等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③生活アンケート（毎月）や年2回のYPアセスメントを行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ④様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、人権に配慮しながら当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ⑤年2回（7月、3月）に教育相談日を設け、保護者・児童と生活・行動面等について話し合い、よりよい児童理解につなげる。

## (3) いじめの早期解決のための取組

- ①いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、学級担任だけで抱え込むことなく**いじめ防止対策委員会を開催し**、校長はじめ全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をして迅速にいじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく、各種団体や関係機関と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、教育相談コーディネーターや市教育委員会心理相談員、スクールカウンセラーと連携を取りながら、心に寄り添った指導を行っていく。

#### (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話することができないような状況も想定し、「おだわら子ども若者教育支援センター『はーもにい』」や「こころの電話相談」、「いじめ110番」等の相談窓口の周知を日頃から行う。

### 3 いじめ防止等のための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ①児童指導連絡会

週1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

##### ②児童指導委員会

月1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行うとともに、生活アンケートやYPの分析を通して、学級集団の状況や個の様子を見とり、共通理解を図る。

##### ③いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職や総括教諭、児童指導担当教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な児童指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急の児童指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急の児童指導委員会を開催する。

### 4 重大事態への対処について

#### (1) いじめの重大事態

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

##### ①いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

##### ②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等にあたる。

## （２）重大事態発生の報告

いじめ重大事態が発生した場合、学校は、「いじめ防止対策委員会」を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、市教育委員会を通じて市長に報告する。

## （３）事実関係を明確にするための調査

当該重大事態の調査の実施主体は市教育委員会が判断する。

学校が調査主体となった場合、学校は「いじめ防止対策委員会」が主体となって調査を実施する。できるだけ速やかに事実関係を明確にし、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資する。

市教育委員会が調査主体となった場合も、学校は当該重大事態に対処するとともに、市教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

## （４）児童及びその保護者への情報提供

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。情報提供にあたっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

なお、調査のために実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

## （５）調査結果の報告

学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合、それぞれの所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることとする。そのため、予めそのことを伝えておくようにする。

## （６）調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対し、公表の方針について説明する。

# ５ その他

## （１）学校基本方針の点検と見直し

学校評価改善計画に基づき、年度始めに学校基本方針及び年間計画を確認し、前期終了時に中間評価を行い、課題・改善点については修正を加えて後期に向けて取り組むようにする。年度末には、年間評価を行い、校内での成果と課題を共通理解して、改善点を明確にして、修正を加えて次年度に向けてよりよい学校基本方針にするように努める。